

## 介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

加算取得状況：介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

	職場環境要件項目	法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得時のシフトを考慮し研修が受けやすい環境を整える。 研修等については、経験を考慮し、計画的に受講させ育成を行う。
労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入	新入職時 OJT は介護リーダー又はフロアリーダーが担当。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	健康診断、ストレスチェックを実施。 全館禁煙。
その他	非規職員から正規職員への転換	勤続年数が半年以上の者で、当法人が認め、かつ本人が希望する場合は、正社員に転換させる。
	職員の増員による業務負担の軽減	配置基準よりも多く配置し休み(有給)がとりやすい環境を整える。